

地域密着型通所介護事業所

心のほとり

契 約 書

特定非営利活動法人 宅老所 心

心のほとり
「通所サービス」（デイサービス）

契 約 書

_____（以下、「利用者」といいます）と非営利活動法人宅老所心（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う心のほとりについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い要支援状態等の利用者に対し自宅で可能な限り自立した日常生活を営み暮らし続けられるよう必要な日常生活の支援や機能訓練等を行うことにより利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、心のほとりを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は契約締結日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防サービス・支援計画」に沿って、「地域密着型通所介護計画」を作成します。事業者はその内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（提供場所・内容）

- 1 心のほとりの提供場所、所在地および設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた地域密着型通所介護計画に沿って心のほとりを提供します。事業者は心のほとりの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（身体的拘束）

- 1 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- 2 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。
またこの場合事業者は、事前に、利用者の家族に対し、利用者に対する行動制限の理由、内容、見込まれる期間について説明します。

第6条（サービスの提供記録）

- 1 事業者は、心のほとりの提供に関する記録を作成することとし、その記録を5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を所定の手続きに基づいて閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物を所定の手続きに基づいて交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された額の1ヶ月の合計額を支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第8条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス予約日の前日17時30分までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービスの利用当日にサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、当日キャンセルする食事代を請求します。
- 3 利用者の都合により途中でサービスを切り上げる場合は、実際に利用したサービス料金の他に、当日キャンセルする食事代をいただきます。
- 4 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、心のほとりが困難と判断した場合利用途中でもサービスを中止することができます。この場合は実際に利用したサービス料金の他に、当日キャンセルする食事代をいただきます。

第10条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 料金の変更をする場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書別紙】を作成しお互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることによりこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、この契約を直ちに解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は理由を示した上で利用者に対して文書で通知することにより、1ヶ月間の予告期間において、この契約を解約することができます。
 - ① 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - ② 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ③ 事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合や、利用者が入院もしくは病気等により、また介護保険施設等への入所・入院により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が指定介護老人福祉施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

第12条（秘密保持）

- 1 事業者および事業所の職員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者およびその家族に関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、包括支援センター等必要な機関に対し利用者およびその家族に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関係者の同意を得ることとします。

第13条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、サービス提供中に利用者の健康状態が急変した場合、必要に応じ家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条（連携）

事業者は、心のほとりの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。なお第10条第3項および第4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、各1通保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、この契約を申し込みます。

住 所

氏 名 印

本人が署名することが難しく家族等が署名を代行する場合

(代理人)

住 所

氏 名 印

利用者との続柄 ()

(事業者)

当施設は利用者の申込を受け、この契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 滋賀県草津市駒井沢町337番地1

事業者名 特定非営利活動法人 宅老所 心
地域密着型通所介護事業所 心のほとり

代表者名 理事長 村 田 美 穂 子 印